

昭和十一年十月三日 日本紡織労働組合本部

日本三三三株式会社

御覽の 貴書

件名 日本三三三株式会社の解任と前年専任部長の解任  
解任の条件は以下の通り  
左記

- 一 解任方針として工事の進展を以て規定されるべき事項の不履行は前年専任部長の責任である
  - 二 会社現在に入社者も進んで解任と交渉するに同意する
  - 三 会社は前年専任部長の解任を以て交渉するに同意する
- 右後日、又貴書を交換す

昭和十一年十月三日  
日本三三三株式会社  
取締役部長 佐田元雄 印  
事務部長 高橋正一 印  
事務部長 高橋正一 印

労働第二二九号

昭和十一年十月八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
社会局長 長官 殿  
各廳 府 縣 長官 殿  
(各都道府県警察局長)

4. 10. 11
821

日本三三三株式会社整理問題ニ対スル従業員  
組合ノ動靜ニ關スル件 (一) 取組

会社ハ御説ニ基キ依禮ニテ善々整理中ニ付組合側ニ於テハ  
暫ク其ノ執行ヲ辭退スルコト、セリ  
十月一日日本三三三株式会社に配布セリ